

別紙1 用語の定義

- 1 「指定開始日」とは、指定期間の開始日のことをいう。
- 2 「指定管理料」とは、市が指定管理者に対して支払う本業務及び附帯業務実施の対価をいう。
- 3 「仕様書」とは、宮サイクルステーション指定管理者募集要項に示された本業務に係る仕様書のことをいう。
- 4 「提案書」とは、宮サイクルステーションの指定管理者の公募に当たり、指定管理者が提出した書類のうち、「施設管理運営の基本的な方針」、事業計画書一式等、本事業に関する提案及び計画書のことをいう。
- 5 「年度協定」とは、本協定に基づき、市と指定管理者が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。
- 6 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）等の災害で、市及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減や、上記天災、人災によらない施設の損傷等は、不可抗力に含まないものとする。
- 7 「法令」とは、すべての法律、政令、省令、条例、規則等、正規の手続きを経て公布された行政機関の規定を言う。
- 8 「募集要項」とは、宮サイクルステーション指定管理者募集要項のことをいう。
- 9 「募集要項等」とは、募集要項本体、募集要項添付資料（仕様書を含む。）及びそれらに係る質問回答のことをいう。
- 10 「使用料」とは、管理施設の利用の対価として支払われる施設使用料のことをいう。

別紙 2 管理物件

- 1 管理施設（※詳細については、仕様書及び財産台帳を参照のこと。）
 - ・ 宮サイクルステーション
- 2 管理物品（※詳細については、仕様書及び備品台帳を参照のこと。）
 - ・ 備品一式

別紙３ 市又は指定管理者が自らの責任と費用において実施する業務の範囲

○印が付されている者が，自らの責任と費用において次に掲げる業務を実施するものとする。

種 類	内 容	市	指定 管理者
管理施設の修繕 (不可抗力によらないもの)	経年劣化による損傷の修繕(1件30万円以下のもの)		○
	経年劣化による損傷の修繕(1件30万円を超えるもの)	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない損傷の修繕(1件30万円以下のもの)		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない損傷の修繕(1件30万円を超えるもの)	○	
火災保険への加入	—	○	
管理施設の増改築, 移設	—	○	
物価変動	人件費, 物品費等物価変動に伴う経費の増加への対応		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加への対応		○
需要の変動	利用者の増減に伴う利用料金の減収, 費用の増加への対応		○
周辺地域・住民及び 施設利用者の苦情 対応	—		○
法令の変更	施設管理, 運営に影響を及ぼす法令変更に伴う経費の増加への対応その他対応	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更に伴う経費の増加への対応その他対応		○
税制度への対応	施設管理, 運営に影響を及ぼす税制度変更に伴う経費の増加への対応その他対応	○	
	指定管理者に影響を及ぼす税制度変更に伴う経費の増加への対応その他対応		○

別紙 4 本業務及び付帯業務を実施するに当たり遵守すべき法令

本協定第 15 条から第 18 条までに掲げるもののほか、本業務及び付帯業務を実施するに当たり、指定管理者が遵守しなければならない法令は次のとおりとする。

- 1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- 2 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 3 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- 4 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 5 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- 6 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）
- 7 宇都宮市サイクルステーション条例（平成 24 年条例第 29 号）
- 8 宇都宮市サイクルステーション条例施行規則（平成 24 年規則第 32 号）
- 9 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例（平成 12 年条例第 18 号）
- 10 その他指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令等